

令和4年第2回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和4年6月13日（月）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 教育民生常任委員長報告

日程第 3 議案第46号 五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第47号 五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第48号 五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 議員派遣の件について

3 閉会



## 令和4年五城目町議会6月定例会会議録

令和4年6月13日午前10時00分五城目町議会6月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	石井政幸
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	東海林博文
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	斎藤正和
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川滋委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） おはようございます。

令和4年6月定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む議案8件、報告5件、陳情4件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2班に分けて、6月8日午後1時から総務関係、翌日6月9日午前10時から産業関係の順で行いました。

さきの議員辞職により当委員会は1名減の6名となっており、出席は両日とも6名全員であります。参与には、伊藤総務課長、柏まちづくり課長、石井税務課長、猿田会計管理者、東海林議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長はじめ関係職員。書記には、児玉税務課係長、舘岡商工振興課係長、椎名建設課主任を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第37号、五城目町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、引用していた規定に項ずれが生じているため、当該条例の一部を改正するものであります。

条例の項目にずれが生じますが、内容に変更はなく、議案第37号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、国保財政の安定的な運営及び持続可能な国保医療制度に資

するため、医療分、後期支援分、介護分のそれぞれ必要と見込まれる算定額に合わせた税率に見直す必要があることから、当該条例の一部を改正するというものであります。

タブレットに掲載の比較資料のほかに当局が準備したそれぞれの区分の改正前・改正後の資料配付の上、説明を受けました。

委員から、国保会計を安定させるためには、引き上げをしなければいけないのかという質疑があり、当局から、所得が減少し、生活の厳しさが増している中での国保税引き上げによる負担増となるので、できることなら現状維持が望まれるところではあるが、本年度で引き上げの改正をしないと、令和5年度の予算編成において基金ゼロ、さらには財源不足を招くリスクが見込まれる。そのような状況になってから改正すると、本定例会に上程の額よりも高い引き上げ率が必要となり、被保険者にさらに多大な負担をかけてしまうことになる。で、当町の国保財政は逼迫しており、待ったなしの対策が必要な状態であると判断され、町民所得が下がった非常に厳しい状況の中で引き上げは心苦しいわけではありますが、上げ幅を最小限に抑えた引き上げでの適正運営を目指した。で、このたびの引き上げ改正案は、持続可能で安定した国民健康保険事業を構築していくため避けて通ることのできないことであり、被保険者の皆様にご負担をお願いしなければならないことをご理解いただきたいとの答弁がありました。

当局者からのこの答弁の後には特に意見もなく、議案第38号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めることについて、五城目町税条例等の一部を改正する条例で、本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分したものであります。

主な内容としては、個人住民税では、住宅借入金等の特別税額控除について、住宅ローン控除の延長に伴い、対象者のその期間を4年間延長するもの。それから固定資産税では、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地域等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%と、現行の5%の半分に抑えるものであります。

これも法律、政令及び省令の公布による条例の改正であり、議案第40号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、議案第41号、専決処分（第3号）の承認を求めることについてであります。

五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分をしたものであります。

主な内容は、基礎課税額は世帯主及びその世帯に属する国保の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別の平等割額の合算額とする。その合算額が63万円を超える場合において基礎課税額は63万円とする。この「63万円」を「65万円」に改めるものであります。

この件につきましても、法律、政令及び省令の公布による条例の一部改正であり、議案第41号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第42号、専決処分（第4号）の承認を求めることについてであります。

令和3年度五城目町一般会計補正予算（第11号）であります。

本案は、令和3年度五城目町一般会計において、生活支援臨時特別給付金事業などの繰越額が確定したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであります。

内容といたしましては、企画費一般で、国道285号線富津内バイパスの工事に伴う八田長面地区の光ケーブル7か所の移設に係る費用379万8,000円、それから総務課関係では、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策である生活支援臨時特別給付金、これが4,436万7,000円、土木費、急傾斜地崩壊対策事業費負担金281万6,000円、地方道路整備事業、橋梁補修の調査設計委託料1,696万1,000円、これは寺庭橋と樺太橋、この2橋に係るものであります。現年災害復旧事業、内川大四郎沢の工事請負費392万7,000円というものであります。繰越額確定に伴う補正予算の専決処分であり、総額に変更はなく、66億730万6,000円であります。

委員から、非課税世帯の数の確認や工事の内容、工期の確認以外には特に質疑もなく、議案第42号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、報告第2号、令和3年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、先ほどの議案第42号にも出ましたが、光ケーブル移設工事費、それから生活支援臨時特別給付金、急傾斜地崩壊対策事業費、それから橋梁の調査設計委託料、大

四郎沢地区の災害復旧の工事費の、この5つに加えて、農業費として、農地集積加速化基盤整備、高岳地区、それからため池等整備事業、これは身ノ淵、山内、真崎に関わることです。それから県営土地改良事業、黒土、今戸、戸村に係る費用、合計1億1,491万円を令和4年度に繰り越したものであります。

委員からの橋梁の長寿命化工事の調査設計委託料と今後の予定に関する質疑に対し、当局から、河川測量、躯体のコンクリートコア10cmの採取、採取したコンクリートの圧縮試験、それからメタル強度の成分調査などを行う。今回の発注で設計図書作成まで入っている。今年度、五城目橋に5,000万円、寺庭橋1,000万円の予算計上をしていると答弁がありました。

また、高岳地区の基盤整備は令和6年度まで続くことと、今後の他地域での動きを確認し、ほかには特には意見もなく、報告第2号は、全会一致で報告済みと決しました。

続いて、報告第3号、令和3年度五城目町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてであります。

これは、農林水産費、県営土地改良事業費の負担金が繰り越されたものであります。

今戸地区の湖東農面道路沿い、ここに建つポンプ場の改修に係る県の工事で、新型コロナの影響で資材調達の遅れが生じたことによる工事の遅れのため、令和4年度に繰り越しとなりました。避けがたい事故により年度内に支出を終わらなかったため、事故繰越しという扱いになりました。

委員からは、工事費総額と当町の負担割合についての質疑があり、当局から、総額は8億4,600万円、当町の負担は1.64%であるという答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、全会一致で報告済みと決しております。

次に、報告第4号、令和3年度五城目町水道事業会計予算繰越し計算書についてであります。

これは、浄水場内で保管している低濃度PCB汚染廃電気機器の収集と処分に係る費用64万9,000円について、受け入れ先である大館市にある処分場エコシステム秋田の処分が追いついていない状況で、今回の繰り越しとなったものであります。

委員から、該当する電気機器について質疑があり、当局からは、以前、浄水場内に設置していた高圧受電盤、トランス、このことで、現在は金属の箱に入れて保管しているとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、報告第4号は、全会一致で報告済みと決しております。

報告第5号、令和3年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

流域下水道の建設費の負担金で、先ほどの報告第3号と同じく、新型コロナと半導体不足の影響による機器の運転制御の部品の納期が遅れたことにより、機器製作工程に遅延が生じたため工事が遅れ、県への負担金256万8,000円が繰り越しとなったものであり、全会一致で報告済みと決しております。

議案第43号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第1号）の当委員会関係部分についてであります。

主な内容は、総務費といたしまして、県に出向されている職員の駐車場代18万5,000円、それから当初予算に計上されました旧五城目小学校跡地の整備と管理に係る経費を生涯学習課に委任したことによる予算額659万2,000円の減額補正、役場庁舎4階機械室等の膨張タンクと配管からの水漏れ修理に478万円、企画費といたしまして、再生可能エネルギーの活用に向けた視察費用65万7,000円、コミュニティ事業補助金で浦横町と岡本一区の2町内にそれぞれ250万円の助成をする。ほかに消防団に100万円の助成となっております。それから、新たに取り組もうとしている五城目町クラウドファンディング、いわゆるガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金に、歳入としてふるさと納税から200万円、歳出で補助金100万円を計上しております。農林水産業費では、農業委員会活動費としてタブレット19台に係る105万4,000円、それから水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金として827万7,000円、これを農業法人やまゆりに補助金としていくことでもあります。農地利用効率化支援交付金181万5,000円、これは下樋口営農組合に補助されることとなります。森林資料館、いわゆる五城目城の修繕費53万2,000円、これは生け垣と照明施設の修繕に係る費用であります。商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしましてオール五城目生活応援商品券事業に9,595万1,000円、これは1人当たり1万円の商品券を8,600人に給付、それに換金手続きに係る372万2,000円、それから印刷運搬などに係る507万2,000円が含まれたものであります。国からの地方創生臨時交付金6,547万2,000円、それに町の一般財源3,051万9,000円を合わせて行われる事業となります。

委員から、再生可能エネルギーを取り入れるための視察について問う質疑があり、当局から、視察先は岩手県紫波町、それから大阪府高槻市、千代田区を予定しており、それぞれの再生可能エネルギー活用の取り組みを視察し、千代田区では環境政策課の方と

打ち合わせをして、同様の取り組みを展開している企業紹介までを考えていると。で、町ではこれまで環境基本条例や計画が策定されていないが、今回のこの視察を策定に向けての足がかりにしていくという答弁がありました。

また、五城目町クラウドファンディングについての質疑では、これまでのふるさと納税では大きく5つの使い道を選択していただいていたが、その使い道をさらに絞り込んで、町内で課題解決や地域の活性化につながる公益的な活動をしている団体に補助をする。その財源として、ふるさと納税に200万円を追加し、50%の経費を差し引いた100万円を2つの団体の活動に補助をする。100万円を2団体なので、1団体あたりは50万円を予定しており、その団体の公募は町ホームページと広報7月号で行うという答弁がございました。

農業委員会に導入するタブレット型パソコンの想定される使用場面についての質疑があり、当局から、現場においての圃場の形状、また、地番等の確認にも使用することを想定しているという答弁がございました。

次に、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金を受ける農業法人やまゆりについての質疑には、大豆の作付け面積が現在のところ29.7ha、現在、トラクター1台、管理機1台を所有しているが、大豆の作付け面積を増やすため、補助金を活用し、この後、乗用管理機と三連ロータリーカルチ、それから施肥播種機、大豆選別機、スマート操縦システム等を導入していく。補助率は5割であるという答弁がございました。

同じく、このたび補助対象となる下樋口営農組合に関する質疑には、水稻面積の集約のためトラクターを導入する予定で、補助率は10分の3、機械代金605万円の10分の3である181万5,000円が補助されると。

続いて、オール五城目生活応援商品券事業は今回で3回目となりますが、これまでの2回をどう評価しているかの質疑があり、当局から、令和2年度の利用率が97.43%、令和3年度は98.9%と、いずれもかなり高く、利用を町内事業者に限ったことで町内経済の下支えができたと感じているという答弁がありました。

このような質疑、答弁を経て、議案第43号関係部分については、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第44号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出では、水田事業アセットマネジメント計画策定の委託料として939万4,

000円、資本的支出で、配水施設改良費として浄水場排泥弁更新に799万7,000円を補正するものであります。

委員から、浄水場排泥弁の現状について質疑があり、当局からは、計6基あるうち4基が不調となっている。現在は沈殿池の水位が下がり過ぎないように調整して対応をしているという答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第44号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第45号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、消費税確定申告作成支援業務として146万3,000円を補正するものであります。

委員から、公営企業会計処理支援業務に消費税確定申告作成支援業務委託を含めた委託料はという質疑に対し、358万1,000円であるという答弁があり、ほかには公共ますや合併浄化槽の申請状況の確認などをして、ほかには特に意見もなく、議案第45号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

最後に、報告第6号、第三セクター等経営健全化方針の策定についてであります。

当局から事前に説明がありまして、この方針は、財政的なリスクが相当程度存在する第三セクター等と関係を有する地方自治体が当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものであり、当町においては株式会社あったか五城目が該当している。株式会社あったか五城目は、平成17年12月に設立され、資本金1,000万円のうち町が50%の500万円を出資しており、ほかには70の株主が出資しているNPO法人的な性格を持つまちづくり会社で、収益事業を行いながら中心市街地活性化に資する公益的活動も行うこととしている。人口の減少、客単価低下などによる売上高の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、五城館の売上げの大きな柱であった宴会がほぼ行われなくなった。債務超過の状況となっており、会社では令和2年8月に役員の刷新、昨年9月30日に経費がかさんでいた直営店パンの店あったか小町を閉店し、現在は指定管理者として五城館の運営のみにあっている。町では、所定のフローチャートの手順により検討したところ、NPO的性格を持ちながら町中心市街地の活性化を推進する目的で設立された会社であるものの、収益事業を行っていることから、経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施することとし、収益確

保に向けて新たな視点で積極的な取り組みを検討するよう働きかけていくこととした。  
このような説明がありました。

委員から、町と会社は今まで以上に風通しを良くし、随時の報告と経営状態の把握、  
会社はこれまで以上に努力をしていくことが求められるとの発言があり、当局から、今  
後は年度ごとに取り組み状況をホームページ等でも公開していきたいと思うという答弁  
がございました。

ほかにコロナ関連給付金借り入れなどの確認に関する発言があった以外に特には意見  
もなく、報告第6号について、全会一致で報告済みと決しております。

続いて陳情に入っておりますが、陳情受理番号第2号、国民の祝日「海の日」を7  
月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情であります。

平成8年に施行された海の日は、その歴史的経緯から7月20日に固定されていまし  
たが、平成15年、2003年ですけれども、それ以降はハッピーマンデー制度により7  
月の第3月曜日になり、日にちが変動する祝日となっております。歴史的経緯、海の恩  
恵への感謝、海洋国日本の繁栄を願うという趣旨に基づき、海の日を再び7月20日に  
固定化する意見書の提出を求める内容であります。

委員に諮ったところ、賛成多数で採択すべきものと決しております。

続いて、陳情受理番号第3号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての  
陳情であります。

陳情の趣旨は、事業所トイレにおいて男性用と女性用に区別して設けることについて、  
今後ともこれを崩さないよう、また、公共性のあるトイレや大規模小売店舗など不特定  
多数が使うトイレについて、女性用トイレはすべからく維持し、トイレにおいて女性の  
安心・安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国に申し入れるようという内容  
であり、全会一致で採択すべきものと決しております。

陳情受理番号第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情であり  
ます。

これは、社会保障の維持・確保、防災・減災、また脱炭素化対策、地域活性化に向け  
た取り組みやデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、  
それを支える人件費も含めて十分な地方財源総額の確保を図ること。とりわけ子育て、  
それから地域医療の確保、介護や児童虐待の防止、生活困窮者自立支援など、急増する  
社会保障ニーズが自治体の一般行政の経費を圧迫していることから、地方単独事業分も

含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じることを求める意見書提出の陳情であり、これも全会一致で採択すべきものと決しております。

続きまして、陳情受理番号第6号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情であります。

内容をまとめますと、沖縄を捨て石にした差別的な安全保障政策をやめること。それから、辺野古新基地建設を断念すること。そして、普天間基地は本土に引き取り、日本全体で問題解決をすることといったことであります。

この件につきましては、今後さらに審議を深める必要があると判断し、継続審査と決しております。

以上で今定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第43号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第37号、議案第38号、議案第44号、議案第45号は原案可決と決します。議案第40号、議案第41号、議案第42号は原案承認と決します。報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号は報告済みと決します。陳情第2号、陳情第3号、陳情第5号は採択と決します。

次に、陳情受理番号第6号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、陳情受理番号第6号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、閉会

中の継続審査とすることに決定いたします。

次に、委員会提出議案第1号、委員会提出議案第2号、委員会提出議案第4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第1号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川委員長

○総務産業常任委員長(荒川滋君) 委員会提出議案第1号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

7月20日「海の日」は、その基となる昭和16年に制定された海の記念日からの歴史的経緯を考慮すると、海洋国日本の礎となる記念とすべき日であります。しかしながら、平成15年以降は、いわゆるハッピーマンデー制度により「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年変動する祝日となっております。四方を海に囲まれた我が国は、海から様々な恩恵と影響を受けることから、海と共生していると言えます。国民が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げるため、「海の日」を7月20日に固定化することを求めるものであります。

意見書案と提出先は資料に添付してありますので、よろしく願いいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第1号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第2号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 委員会提出議案第2号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」いわゆるLGBT理解増進法の策定が議論される中、全ての人々の人権は尊重されるべきものと認められるものの、トランスジェンダー、性自認者の人権については未だ十分な議論が尽くされていない現状にあります。性犯罪のほとんどが男性によるものであるという現状において、女性とトランスジェンダーたる女性自認者との法益の重さを比較し、より女性の法益が保護されるべきものと考えます。女性の安心安全という権利法益を守るため、女性トイレはすべからず維持するなど、諸方策をとることを国に強く求めるものであります。

意見書案の提出先は資料に添付してありますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第2号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 委員会提出議案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

急激な少子・高齢化に伴う子育て、医療・介護などの社会保障制度の整備、デジタル化の推進など、地方公共団体には極めて多岐にわたる役割が求められております。加えて、新型コロナウイルスや大規模災害への対応も迫られていると。こうした増大する行政需要に十分な対応が可能となるよう、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応を勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政を確立させることを強く求めるものであります。

意見書案と提出先は資料に添付してありますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第4号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名志保委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） おはようございます。

令和4年6月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む7件であります。

これらの審査のため、6月8日午後1時より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、畑澤教育長、齊藤学校教育課長、越高生涯学習課長、小玉住民生活課長、猿田健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には、猿田生涯学習課係長、松橋住民生活課係長、安田健康福祉課主事、雄鹿消防本部総務係主事をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第34号、物品売買契約の締結について、令和4年度 火葬場棺台車等備品購入事業についてであります。

本案は、火葬場棺台車等備品購入事業について、物品売買契約を締結するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による予定価格700万円以上の物品売買契約に該当するため、契約締結について議会に議決が求められたものであります。

この事業は、五城目町火葬場改修事業に伴い、火葬炉設備稼働に必要な棺運搬車、炉内台車運搬車、収骨プロテクター、可搬式掃除機を、増築部分の火葬炉と改修部分の火葬炉にそれぞれ1台ずつ購入するものであります。契約金額は、1,210万円。備品納入期限は、増築部分が令和4年7月29日、改修部分が令和5年1月31日。契約の相手方は、富山県富山市、株式会社宮本工業所であります。

委員から、随意契約であることの理由が問われ、当局からは、火葬炉の設備が宮本工

業所であり、それと連動した備品であることが必要なこと。また、火葬場設置当初から保守管理や修繕を手がけている宮本工業所と随意契約を結んだものである。保守管理のため、毎月、仙台支社から炉の点検に訪れている。今回モニターを設置することで、トラブルが起きた際に富山のほうでも確認し、指示をあおぐことができるようになるとの答弁がございました。

また、外構の整備工事について、この後、入札・発注になるわけだが、建物裏手が庭園風に整備され、前方のため池の浚渫、ハスの植え付け、樹木の伐採・植栽が行われ、火葬場にふさわしい景観になるとの説明がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第35号、物品売買契約の締結について、令和4年度 消防団軽四輪小型動力ポンプ積載車購入事業についてであります。

本案は、令和4年度消防団軽四輪小型動力ポンプ積載車購入事業について、物品売買契約を締結するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による予定価格700万円以上の物品売買契約に該当するため、契約締結について議会に議決が求められたものであります。

この事業は、消防団2・3分団2部、4分団、6分団、8・9分団1部に配備している小型動力ポンプ積載車4台が購入から18年を経過しており、故障時の部品調達に支障を来す恐れがあり、また、団員の安全性も考慮し購入するものであります。契約金額は、2,314万4,000円。納入期限は、令和5年3月31日。契約の相手方は、株式会社能代消防センターであります。

当局から、車両は後部座席もスライドドアや天井があることで安全性が確保され、また、消防署の消防車両と同じデザインが施され、消防署と一体となって町を守っていくのだということを表した車両であるとの説明がございました。

委員から、旧車両の払い下げなどについて質疑があり、当局からは、以前、車両の入れ替えの際、開発途上国への消防車両の寄贈の提案があり、日本消防協会を介しODAという形で車両を提供していて、実現できないか情報収集を行っているとの答弁がございました。

また、装備についての質疑には、赤色回転灯、サイレン、小型動力ポンプその附属物、ホース6本、消火器、はしごなどであるとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第36号、物品売買契約の締結について、令和4年度 資機材搬送車購入事業についてであります。

本案は、令和4年度資機材搬送車購入事業について、物品売買契約を締結するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による予定価格700万円以上の物品売買契約に該当するため、契約締結について議会に議決が求められたものであります。

この事業は、消防用資機材の大型化・重量化により災害時の資機材搬送が現有車両では困難となってきたこと、また、本車両を配備することにより、当町における災害時及び緊急消防援助隊出動時の資機材搬送が容易になり、消防力及び機動力が強化されることから導入するものであります。契約金額は、1,177万円。納入期限は、令和5年3月31日。契約の相手方は、株式会社能代消防センターであります。

委員から、緊急消防援助隊として出動される際に使用されるほか、当町での災害時など、どのように使用されることを想定しているかとの質疑があり、当局から、一番使用が考えられるのは、消防車両が点検に入った際、積載されている救助資機材を載せ替え、交通事故など万が一の時に対応できるよう備えることである。また、交通事故で多数の傷病者が発生した場合に応急救護所を設置するためのエアレントや簡易ベッドの搬送、水難事故が発生した際のボートの搬送、林野火災に対応する資機材の搬送を考えているとの答弁がございました。

また、委員から、東日本大震災の折、当町の消防は人員不足から緊急消防援助隊を組むことができず、そのため被災地に駆けつけることがかなわず、消防人として悔しい思いをしたと聞いている。また、水害に見舞われた宮城県丸森町へ駆けつけた折、資機材を積む車両を持たなかったため、十分な活動ができなかったものとの説明もあった。緊急消防援助隊を立ち上げた時に資機材を搬送する車両も用意すべきではなかったか。今回、資機材搬送車を配備することで、緊急消防援助隊として十分な役目を果たすことが望まれるが、ほかに不足しているものはないか。意見を出し合い、認識していくことが必要ではないかとの質疑があり、当局からは、これまで計画もなく、その場その場で予算要求をしてきたことを反省している。今回は町の総合発展計画と県の第6次地震防災緊急事業5箇年計画に整備する旨を登載し、予算計上に至っている。また、資機材はそろいつつあるが、経年劣化していくものもあり、その一つが購入から20年経過しているゴムボートであるとの答弁がございました。

委員から、かつて行方不明者の捜索にゴムボートで馬場目川を捜索した例も挙げられ、購入の必要性も指摘されたところでありました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第39号、五城目町あさひ台運動広場設置条例制定についてであります。

本案は、町民のスポーツを通じた健康増進及び憩いの場を設置するため、当該条例を制定するものであります。

五城目小学校旧校舎跡地のグラウンドを開放するもので、条例により五城目町あさひ台運動広場という名称や、多目的グラウンド、駐車場、その他附属の施設で構成されること。行為制限及び行為の禁止の規定、監督処分の規定、使用料の規定、規則委任の規定などが定められます。

委員から、全員協議会で飲食はクマの出没につながる恐れがあるためご遠慮いただくとの説明があったが、どう周知するのかとの質疑があり、当局からは、水分補給以外の飲食は控えていただくことを注意看板を設置し、周知する。ほかに火気厳禁、近隣住民への配慮といったことも記載するとの答弁がございました。

また、委員から、町民の健康増進だけを目的にしてしまうと未来が限られてしまう。観光資源の一つとも捉え、課を越えて活用を考えることで、この場所の可能性も広がるのではないかとといった指摘もございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第43号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第1号）、関係部分についてであります。

補正の主なものとして、健康福祉課関係では、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業と、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業に関わる増額補正であります。

子育て世帯生活支援特別給付金事業に対し、委員から、非課税かどうかは昨年の収入で判断される。今年になってから収入が激減した方や、ひとり親世帯への対応はどうなっているのかとの質疑があり、当局からは、ひとり親世帯へは県で対応する。今年になって収入が激減された方は申請していただくことにしており、町広報、ホームページ等で周知したいと考えているとの答弁がございました。

また、委員から、4回目のワクチン接種に対し、60歳以上の方へは接種券がそのまま送付されるようだが、基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方をどう把握し、接種

券の送付につなげるのかとの質疑があり、当局からは、18歳から59歳までの3回目接種を終えた方全員に基礎疾患についてのパンフレットを同封し、接種案内を送付する。自分が接種対象者に該当すると判断された場合は申請いただき、確認して接種券を送付する流れとしているとの答弁がございました。

また、委員から、ワクチン接種事業での職員の負担を危惧している。残業が少なくなるよう適切な人員配置を引き続き行っていただき、なるべく無理のないよう努めてほしいとの指摘もございました。

次に、学校教育課の主なものとして、小学校の学校菜園の整備に要する調査設計等委託料の増額補正であります。

委員から内容を問う質疑があり、当局からは、菜園について資料が示され、概要の説明がなされました。また、隣接する職員駐車場を基に積算した調査設計等委託料であるとの答弁がございました。

菜園に対しては、委員から、整備においてはビオトープとしての活用や脱炭素といった発想も加え企画するなど、何らかの該当する補助金を模索してほしい。また、より児童の関心を高めるためにも、計画立案の段階から児童参加型で進めてほしいといったことや、地域の畑の先生が関わることで、より効果の高い学習活動につながる。しっかりサポート体制を整えるべきだといった指摘がなされました。

生涯学習課関係では、五城目小学校旧校舎グラウンドの簡易トイレの設置、グラウンド周辺の桜の剪定、草取り作業の委託料、旧校舎跡地の立ち入り等に関する注意喚起及び案内に係る看板の設置費用などの増額補正であります。

消防署関係では、消防団費の補正であります。

今年度当初予算で計上した消防団運営活動費補助金の減額補正について、委員から経緯を問う質疑があり、当局より、全員協議会でも説明があったとおり、補助金の交付にあたっては町当局の制度設計の不備、また、消防団に対する説明が不十分だったことに起因し、執行に差異が生じてしまったとの答弁がございました。

また、委員より、議会として、特に管轄である当委員会として、補助金の使途について深い議論に至らなかったことは大いに反省すべきものでもあるとの意見もございました。

このたびの補正で消防団の活動に必要な経費として消耗品費と食糧費を予算措置したことに対し、委員から、町としての考えや姿勢を問う質疑があり、当局からは、町長か

ら、「地域防災力を維持向上していくために消防団は必要な存在だ。消防団の運営活動を支援していくのは町としても重要な施策である。一方で、食糧費については厳しく監視され、また、厳しい意見が寄せられる対象となることは十分認識している。その上で、危険な現場で活動していくにあたり、団員の結束力を高めるのは大切なことではないか。そのための団員の親睦を図ること、地域の皆様との交流・関わりを深化させていくのは必要な活動ではないか。」との判断があった。そのことから、町にとって歴史ある文化的な行事、また慣例的な行事である消防訓練大会と出初め式に限り、上限を設けた上で財政的な支援をしていくこととなった。それを受け、公正な支出基準を適正な予算執行を約束し、署としてもしっかり執行できるよう事務的な準備とし、予算計上に至ったとの答弁がございました。

委員から、団員に対し説明を行う際は、理解を得られるよう町の考えを十分に伝え、決して団員の士気の低下を招くことがないよう努めていただきたいとの指摘もございました。

ほかには特には意見もなく、議案第43号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第1号）、当委員会関係部分について、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、報告第1号、令和3年度五城目町一般会計継続費繰越計算書についてであります。

令和3年度一般会計予算のうち、当該年度内に支出の終わらなかったものを令和4年度へ逡次繰り越しして執行する継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、逡次繰り越しした予算の計算書が報告されたものであります。

繰り越しの額は、火葬場整備事業1億636万3,680円であります。

委員から、繰り越しとなった経緯に質疑があり、当局からは、この冬、降雪が短期間に集中し、積雪量も多く、作業前に持ち場の除雪から始まるため、実際の作業時間が削られてしまったこと。除雪要員もなかなか確保できなかったこと。また、躯体工事作業員の人数もなかなか集まらず、増員等要請もしたが、現状人数の確保に日数がかかったこと。コロナの影響で資材の調達にも遅れがあったことなどを聞いている。3年度中に予定されていた工程まで行えなかったということだが、工期は変わらないとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で報告済みと決しております。

次に、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるため

の、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。

委員から、教員のなり手不足が深刻な問題である。教員の働きやすい環境を整備しなければならぬといった意見がございました。

願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で令和4年6月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 非常に今日お二方の委員長報告、素晴らしい委員長報告でございました。今後、歴史に残るようなお二人の委員長報告だったなど、こういうふうに思っております。

1か所だけちょっと伺っておきますが、教育民生常任委員長の35号について、消防車の購入でございますが、これは来年の3月31日が納車でございますので、その間のいろんな車の車検的なこともあるかもしれませんが、払い下げについての若干の話もございましたし、まあODAの関係で外国にやるような話もございました。その間、契約はもうすぐされると思うんですけども、これを、その間にそういうふうな話されるのか、それとも引き上げていってからそういうような話になるのか。ある意味、非常に、例えば下請の値段とかいろいろあると思うんです。4台分まとめて2,300万円ほどになってますけれども、やっぱり一台一台の積み上げが必要じゃないのかなと。1台の価値がこうで、2台目がこうでというのがあっていいんじゃないのかなと思うんですよ。バケツに、バケツっていうか、十把一絡げのような計算の仕方じゃなくて、2,300万円になる、総額こうなるための積み上げの予算が必要でないのかなと思います。それらについて、じゃあ審議があったのかどうかっていうことをちょっと伺っておきたいと思えますし、それから、珍しいというか、私の記憶であんまりないんですけども、能代のこの業者についても、今までの契約の実績等あったのかどうか。これあったような感じもするんですけども、なかったような感じもしますので、その点についてお願いをしたいと思います。特に、この36号については、メーカー直でもいいような感じがしますが、その辺の考え方がなかったのか、意見がなかったのかどうか伺っておきたいと、こういうように思います。

○議長（石川交三君） 5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 小型動力ポンプ積載車であります、今までのも

のを一台一台下取り価格を探るといったような話合いには至りませんでした。

また、能代消防センターという業者について、公正な入札手続きのもと行われているものと認識しております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） なるだけ当然公正な入札もされていると思うんですけども、私の質問は、この業者が今まで何回ほど五城目と契約実績があったのかどうか伺ったところでございましたので、それがなかったのかあったのか。それが今回初めてなのかどうか、それらをちょっと伺っておきたいと、こういうふうに思っていました。もしなかったら、まあ委員長からして、委員長報告に対して当局から説明してもらうのはどうです、ちょっとあれですけども、議長からしてその辺を当局から説明しておいてもらいたいなど、こういうふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（石川交三君） 5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） それまでの議論には至りませんでした。

○議長（石川交三君） ほかに。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） いや、議会、委員会で審査されなかったから報告もなかった。じゃ、我々聞いたことは、あと、その件については審査しなかったで終わったらですね、まあ委員会としての何ていうか、議会としての使命を果たしてないような感じします。ですから、もしかして、これ委員長報告ですから委員長がなかったってばないわけですけども、本当は、ほかの委員会、まあ総務産業でございしますが、ほかの委員会の方々もその空気も知りたいし、もうちょっと聞きたい部分もあったと思うんですけども、それは審査してなかった。だったら、この際、議長として、参与の方々からやっぱり説明をもらわなきゃ担当から説明もらうべきな指示をしたほうがいいんじゃないですか。私、難しいこと言ってるわけじゃなくて、何ぼ何ぼで何ぼ何ぼなったっていう話を、現在こうでしたっていう話をすればいいだけです。どうですか。

○議長（石川交三君） 申し上げますが、以前にも工藤途子議員がいらっしゃった時に指摘したと思いますが、議会は一議事一議題で議会が運営されてます。これを外れた発言を許していくとなると收拾がつかなくなって議会運営に支障が来されるということになります。ですから、委員長報告に対する質疑を許しているわけですから、それを外れるというのは、これは議長としては許すわけにはまいりません。

14番

○14番（館岡隆君） 議長が言うのは分かるけれども、委員会でもう少し審査してもらいたい部分を審査されてなかった。その分は、じゃあもう審査しなかったからというふうに、ほかの委員以外の方々はもうそれで我慢すればいいことですか。それとも個人的に聞きに行くべきですか。わざわざ全員集まってるんですから、この分だと委員会の方々も、担当委員の方々も知らないことですから。

（「公正な入札行われたべ」の声あり）

○14番（館岡隆君） いやいや入札のことじゃなくて、それ説明したらいいんじゃないですか。何でできないの。

○議長（石川交三君） 着席してください。

先ほども申しあげましたように、議会運営の基本は守っていただきます。

ほかには。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第43号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第39号は原案可決と決します。報告第1号は報告済みと決します。陳情第4号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第3号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書について、提案理由を申し述べます。

不登校など学校現場で山積する課題に対処し、かつ、教材研究や授業準備の時間を十

分に確保すること、加えて、コロナ禍において発生した新たな業務に対応しながら、子供たちの豊かな学びを実現し、きめ細かい教育活動を進めるには、学級編成標準の中学校・高等学校への適用範囲の拡大、並びに35人からさらなる引き下げが必要となります。こうしたことを実現するために、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合の引き上げを求めるものです。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第3号は可決と決します。

次に、議案第43号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第43号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案可決と決します。

次に、議案第46号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

.....  
午前11時17分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第46号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任に

つき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町固定資産評価審査委員会委員の八木下真全氏の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

八木下氏は令和元年7月より同委員に就任しており、同氏のこれまでの経歴・お人柄などから真に適任と思われまますので、何とぞご可決賜りますようお願いいたします。

なお、経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第46号については同意することに決定いたします。

次に、議案第47号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

.....  
午前11時20分 再開

○議長（石川交三君） 再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第47号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町固定資産評価審査委員会委員の小玉俊雄氏の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小玉氏は平成28年7月より同委員に就任しており、同氏のこれまでの経歴・お人柄

などから真に適任と思われまますので、何とぞご可決賜りますようお願いいたします。

なお、経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第47号については同意することに決定いたします。

次に、議案第48号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

.....  
午前11時23分 再開

○議長（石川交三君） 再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第48号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町固定資産評価審査委員会委員の1名が、任期である令和4年6月30日をもって退任するため、新たに渡部光人氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

渡部氏のこれまでの経歴・お人柄などから真に適任と思われまますので、何とぞご可決賜りますようお願いいたします。

なお、経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

10番石井議員

○10番（石井光雅君） この経歴を見ますと、令和の1年11月にA社に入社して、平成の2年に退職してはいますが、これはどういう経緯なんですか。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 大変申し訳ございません。「平成2年」と書いてるところを「令和2年」と書き換えでお願いいたします。お詫びを申し上げます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第48号については同意することに決定いたします。

次に、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査並びに新型コロナウイルス対策等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査

の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

---

午前11時28分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員